

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年1月16日(月)16時30分～16時50分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
細野安全規制調査官、高橋主任安全審査官、本多主任安全審査官、水野係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
燃料材料開発部 集合体試験課 マネージャー
燃料材料開発部 燃料試験課 マネージャー
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	それでは、令和4年11月18日付で申請いただいた、日本原子力研究開発機構大洗研究所南地区の核燃料物質使用施設変更許可申請について面談を開始したいと思います。よろしく申し上げます。
0:00:19	それではまず、資料に基づきまして、機構の方から説明をお願いいたします。
0:00:28	はい、了承機構、企画本部の岡村です。事前にお送りしております資料に基づいてですね、ご説明させていただこうと思います。
0:00:38	上井についてはですね
0:00:44	11月に申請させていただいた大原南の核燃料物質使用変更許可申請についてマスキングについて不備がございましたのでその点について説明する資料になってございます。では修正について、A O I 県の方からよろしくをお願いいたします。
0:01:04	はい。原子力機構大洗永年財務の藤島と申します。
0:01:08	この度は、本件に関してですね非常にご迷惑をおかけして、本当に申し訳ありませんでした。
0:01:14	資料の方について、お笑いの方から説明させていただきます。
0:01:18	では表紙のほうをめくっていただきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:22	概要のところから、となります。今仲村の方からご説明したところで一部重複しますが、改めましてご説明いたします。
0:01:30	昨年 11 月 18 日に申請の方させていただきました。大洗研究所、南区地区に係る核燃料物質使用変更許可申請書についてですが、
0:01:43	こちらについてですね、12 月 16 日の面談にて提出した資料と、非開示、これマスキング箇所になりますが、これが差異があったという。
0:01:54	いうことをご指摘いただきまして私たちの方で認識をいたしました。
0:01:58	こちらの差異につきまして、私たちの方で記載内容を改めて確認いたしまして、
0:02:05	実際にですね、差異が生じた原因について検討をして参りました。
0:02:11	今回その結果ですね、大洗研究所の要領に従って私たち、提出資料のマスキング処置を行っておりましたが、このマスキング処置の作業手順の中におきましてですね、
0:02:23	マスキング対象箇所の確認、これが 2 ヶ所、具体的には、G F と上普通の 2 ヶ所になりますが、こちらに漏れがありましたということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	そのためにですね、今回、本面談にてですね、11月18日提出した変更許可申請書の資料、こちらのですね、私たちがどのように、資金処置の作業手順作業を行ったのか、
0:02:49	この手順ですね、それとマスキングを行う際のその判断基準。
0:02:53	それと、今後の対応、こういったところについてご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
0:03:01	次のページに移らせていただきます。
0:03:06	具体的にですね、松木の資料の作成の作業。
0:03:10	10についてご紹介したいと思います。
0:03:13	マスキング方法はですね、私たち大洗研究所の中で定めております要領、具体的には核物質防護情報管理におけるスキーム要望というのがございます。
0:03:24	こちらに基づきまして、こちらの下ですね四角で囲ったところ、その手順のマスキング措置を行っている。
0:03:31	行っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:34	具体的に少し手順の方を紹介させていただきます。まず、①番から④番までございますが、まず、対象者ですね、こちらの申請の担当会員ということになりますが、
0:03:46	このものは、変更申請書等に対してですね、核物質防護上の秘密、または、
0:03:54	情報として非開示とする、非公開とする情報、これは私たち非公開情報と言っておりますが、こちらの有無を確認いたしまして、非公開情報がある場合には、その箇所にマスキングを施すということになります。
0:04:09	②番としましては、その情報のマスキングを行った担当者が、非公開情報のマスキング等確認記録というのを作成いたします。
0:04:18	こちらの確認記録というのは先ほどの松木要領というものの中に、様式を定めているものでございます。
0:04:27	次の③番、担当者から今度は確率部門秘密取扱者の方に社員を移って参ります。
0:04:34	この秘密情報の取り扱い者は、申請担当課の核物質防護の担当会員ということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:41	このままが2年以上で、非公開情報のマスキングが確実に実施されていることを確認いたしまして、その結果を記録することになります。こちらの記録は先ほどの要領の様式となります。
0:04:56	2人の確認が終わりましたが、所次に情報管理責任者、こちら、鹿野課長になりますが、マスキング処置内容を確認しまして、実際に非公開情報が記載されているようなことはないか。
0:05:09	そういったところ妥当性の審査を行います。
0:05:12	こちらは、松木の要領に基づいた作業の手順になります。
0:05:17	今回、上記記載作成手順に従いまして、松木の措置、確認、この二つを実施しておりましたが、本来非開示とすべき記載2ヶ所についてですね、
0:05:29	松木の処置が漏れてしまったということになっております。
0:05:34	改めまして漏れていた2ヶ所についてはその下に記載しておりますが、普通の方では、図のタイトル、こちらにマスキングが必要な箇所が漏れていた。
0:05:45	それと、GF、こちらについては、施設内容の図面のマスキング、こちらの2ヶ所となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:53	5 ページ変わりました、次のページになりますし、その次は増子、この判断基準はどのようになっているかといったところをご紹介したいと思います。
0:06:03	マスキングの処置に当たりましては、先ほどもご説明しました諸要領こちらのマスキング要領に基づきまして、特定確認の石野 5 号、
0:06:13	それと、特定核燃料物質の輸送等のために必要な措置に関する詳細な事項を知る必要があると認められたもの以外に、知られることがないよう、松木三戸の処置を適切に実施することと、
0:06:26	いうことで記載をしております。
0:06:30	非公開情報についてはですね、どのような情報がその該当するのかといったのは、こちらの要領の中にですね、別表 1 というのを作成しております、そちらに明確に記載されております。
0:06:44	11 月 18 日、それと 10 月 16 日に提出資料提出させていただいた資料ですが、次のページにその要領のですね、別表 1 の方の記載を、
0:06:56	今からちょっと紹介したいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:00	別府のページになります。ちょっと字が小さくて大変恐縮なのですが、こちらが要望の中に定まっております別表 1 非公開情報の内容となります。
0:07:11	大きく分けて 10、14 項目。
0:07:15	ございまして、今回、私たちがそのマスキングをすべき対象とすべきところは、こちらですね、右半分のところ、点線で囲っておりますが、12 項の (1) 、
0:07:27	こちらは、M N F 鶴の方に該当してホンザイがまず対象となった箇所、それと、13 項の (4) の③。
0:07:37	こちらは G F の方ですね、こちら建物関係になりますが、ここにそれぞれ該当するということで本来であればマスキングが必要だったということになります。
0:07:49	ページをめくっていただきまして、私方、今ご説明さしあげさせていただきました作業手順、それと判断基準、
0:07:59	こういったものでチェックをしてきましたが、今回、処置漏れが起きたということで、何が原因だったかというところを、
0:08:08	今一度考えてみました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	<p>マスキング処置が遅れた原因ですが、諸規定でマスキング要領がございましたので、その判断基準というのは、明確でありました。</p>
0:08:19	<p>ただ、そのチェックの過程においてですね、処置に漏れがあったことに気づけなかったこと、これが要因でございます。</p>
0:08:26	<p>具体的にはどういったことが起きたのかという点ですねその下になりますが、マスキング処置の作業手順においてですね、先ほど紹介しました担当者を含め、</p>
0:08:37	<p>非公開情報の検索機能等を用いて確認するとかですね、確実にマスキングされていることのその統一的な確認方法、こういったところが確立されていなかったこと、これが原因ではないかという、いうことで、</p>
0:08:51	<p>私たちの方で考えております。</p>
0:08:55	<p>今後の対応ですが、上記の原因を踏まえまして、今後はですね、私たちの方で機構の不適合管理、こちらを実施いたします。</p>
0:09:04	<p>その中で再発防止の対策を行っていくということになります。</p>
0:09:09	<p>具体的にはですね、確実にマスキングされていることを確認するためのチェックマニュアルのさ、策定を私たちの方で行おうと今考えております。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:18	そのマニュアルの中でですね、先ほどやはり統一的なその確認方法、こういったものがなかったから、チェックが漏れてしまったといったところが原因としてありますので、
0:09:29	その具体的なチェックの手順のほかですね、それと非公開情報を明確にしたそのチェック、
0:09:35	欲しいと、こういったものなんかも作ってですね、対応していきたいと思っております。
0:09:40	今回具体的にですね、例えば貯蔵というキーワードとか、あとはこの施設の中での移動手段の階段を持っているとか、そういったところもありましたので、具体的にこういったところに着眼してチェックしなくちゃいけないかというのをそういったチェックシートの中に盛り込んで、
0:09:56	誰が確認してもですね、チェック漏れがないように、是正を図っていきたいということで私たちの方で今回考えております。
0:10:07	簡単ですが、資料の方のご説明については以上となります。
0:10:15	ありがとうございます。
0:10:23	よろしいですか。
0:10:26	議長。規制庁の水野です。何点か確認させていただきたいのですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:31	今回の原因としては統一的な確認方法が確立されていなかったことが挙げられるという話だったんですけども、3ページ目のさ、作業手順として①から④まであるんですが、
0:10:47	衛藤。
0:10:49	何ですか、確認記録その中の確認記録にも残ってなかった。
0:10:55	でき、全く記録されてなかったっていうことでしょうか。
0:11:06	原子力機構衛藤荒井の阿久津です。今のご質問ですが、各県の確認記録としては記録が残っているんですけども、マスキングの箇所に漏れがないかとかですね。
0:11:20	例えば最終的に電子データがそちらに提出していますので、鷲見警視機能で電子上でも、消されているとか、そういった最終的な欠陥の記録なんですね。
0:11:32	どうやってチェックしてその資金を、場所を漏れなくやったかっていう過程のそのチェックシートみたいなものは、こちらその要領になりますので、施設固有の情報でこうチェックしたりもしますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:45	そこまでは書として統一的には定めてませんので、記録はありますがその後細かいエビデンス的なものも含めて、こういったものは、残ってなかったと。
0:11:55	利点を打ったチェック記録であったりとかですねそこまで細かいものが現状残していなかったというところが今回の残った記録になります。なのでそれを踏まえてですね、今回チェックシートみたいな細かいもので、1個1個見た視点っていうのを、ポータル利点を打て起こすような対策を考えております。
0:12:15	ありがとうございます。
0:12:34	きれんあれなんですけれども、規制庁もミズノです。
0:12:40	こちらに提出していただいた非公開用の制御とかでしカクウに、何ていうんすか、薬取りされた状態になってたりするところがあったりなかったりだったりするんですけども、もう、
0:12:55	その確認した際にもこの非開示箇所だということではもう四角くするようになってるんですか。
0:13:06	原子力機構大洗研究所の阿久津です。おっしゃった通りね四角く囲ったり囲ってなかったりとしてる部分あるんですけども、具体的に明確なルールは現状ない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:18	<p>というところで申請した鳥飼のまさに新旧までのものは、ここ最近の傾向として、下の四角囲ってという形でやっておりますが、明確にそれものですね何かマニュアルで定めているものではありませんので、慣例的に現状やっているといったものになります。</p>
0:13:37	<p>ありがとうございます。</p>
0:13:39	<p>あとですね、もう1点なんですけれども、規制庁の水野です。今回</p>
0:13:45	<p>申請書等と面談資料で差異が出てしまったと思うんですけれども、</p>
0:13:52	<p>ある意味、</p>
0:13:53	<p>申請書においても面談、</p>
0:13:56	<p>資料においてもマスキング箇所の確認っていうのはこの手順で行われるということよろしいでしょうか。</p>
0:14:04	<p>はい、原子力機構のアクツ全部ご理解の通りで同じ手順になります。</p>
0:14:09	<p>ありがとうございます。</p>
0:14:17	<p>原子力規制庁増タカハシですお世話になります。1点教えていただきましたんですけども今日の資料の3ページ目に作業手順が①から④へと示されているかと思うんですが、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:29	これを見る限り、かなりの複数人でちゃんとチェックはされているのかなとは思いますが、
0:14:36	その結果こういうマスキング剥がれがあったってところで、そこはしっかり今後対策をしていただく必要があるかなとは思っています。 等々④の、
0:14:47	情報管理責任者が最終的にはそのマスキング所長妥当性の審査を行うっていうのがあるんですが、この審査ってのは具体的にどういったことをされているかっていうのを教えていただけますか。
0:15:04	はい。原子力機構は来年財務の藤島です。こちらですねマスキング運用の中にですね、実際にその担当者が作成して、確認者、先ほどの秘密情報の取り扱い者になりますが、
0:15:18	その者がその非公開な情報が記載されていないか、電子媒体の場合、その松木西崎さんがあらゆる方法で復元できないかとか、そういったところと、あとはここはちょっと人によってなってしまいますが印刷物です、最初のページから全部
0:15:34	チェックしたりというような形になります。それを
0:15:38	記録の中でですね、承認という形で今回は残していたということになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:47	吉尾規制庁タカハシです。ありがとうございます。
0:15:58	後すいませんもう1点ちょっと確認なんですが、一番初めには担当者申請担当会の方が、どういった、
0:16:08	どういったものをマスキングにするかっていうところをまずきちんと把握した上でマスキングマスキング処置を行うと思うんですが、当庫こう いう文言はマスキングしましたよってというような、
0:16:21	何で証拠引き継ぎというか申し送りってというかそういうことはされてる んでしょうか。
0:16:31	原子力機構阿久津です。そういった意味では、まさに今回チェック漏れ が起きたことなんですけども、作成者が次のチェック者に引き継ぐ際 に、そこまでの細かい説明は、現状はしてなかったと。
0:16:44	もちろん記録もありませんし、何かそこが見える形では残っていなかつ たというのが今回の形で実態になります。
0:16:55	研修規制庁タカハシですご説明ありがとうございました。そういった点 も含めて今後の改善事項になるのかなと思いますので、適切な対応が今 後できる様よろしく願いいたします。
0:17:14	村上。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:19	本田さん何かありますか。
0:17:25	女性が駄目。
0:17:36	ほさん大丈夫ですか。
0:17:45	ちゃう。
0:17:47	明日、
0:17:49	から何かない。
0:17:57	数なんですけれども朝、
0:18:03	聞こえてないですか。聞こえてないです。だから聞こえてないですよ ね。
0:18:08	私はもし何かあればチャットで書いてもらえればと思うんですけども。
0:18:21	すいませんお待たせしました。ちょっと明日なんですけれども、朝、9 時からなんですけれども朝面談があるかと思いますが、その際に今回、
0:18:36	やはり飛行機、非開示箇所が公開されてしまったということで、どうな っているんだというお話もありまして、そちらの方で
0:18:46	あとお話をさせていただくことになるということで、
0:18:52	ので、よろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:57	減少機構アンカー部ナカムラです。笹目委員何も県私の方で調整させていただいてるんですけども、ちょっと今のこの件についてお話しするっていう、
0:19:11	点は伺ってはないので今一度確認の方をさせていただこうと思います。こちらは話すことになるのかなとは思うんですけども、
0:19:22	こういった件があり、ありましたということはもちろんこちらからも報告させていただいていて、それでちょっと朝面談もあるので、その時にお話ししようということをやちょっと話させていただいているところで
0:19:37	宮崎公安国分ナカムラです承知いたしました。はい。ご報告をさせていただきます。はい。
0:19:46	長の長ですけども、こちらの資料自体は私の方から共有しようと思っておりますので、はい。よろしく申し上げます。
0:20:00	はい。
0:20:02	こちらからは以上になります。ちょっと機構の方から何かございますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:09	石崎小坏です。特にコメントありません先ほどお話ありましたように、 チェック体制の方でね、しっかり記録が、チェック者の確認がどこを見たかとか、見える形で再発防止を図っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。いろいろとお答えありがとうございました。
0:20:28	お願いします。
0:20:32	では本日の面談の方は終了させていただきます。ありがとうございました。 た。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。